

# MULデイース

発行責任者  
富田 正子  
編集責任者  
小野 由美子

## 雇用保険からのお知らせです

平成26年4月1日以降に開始する育児休業から  
育児休業給付金の支給率を引き上げます

支給率が変わります

育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業\*からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。（これまでは全期間について50%）

※平成26年3月31日までに開始された育児休業は、これまでどおり育児休業の全期間について休業開始前の賃金の50%が支給されます。

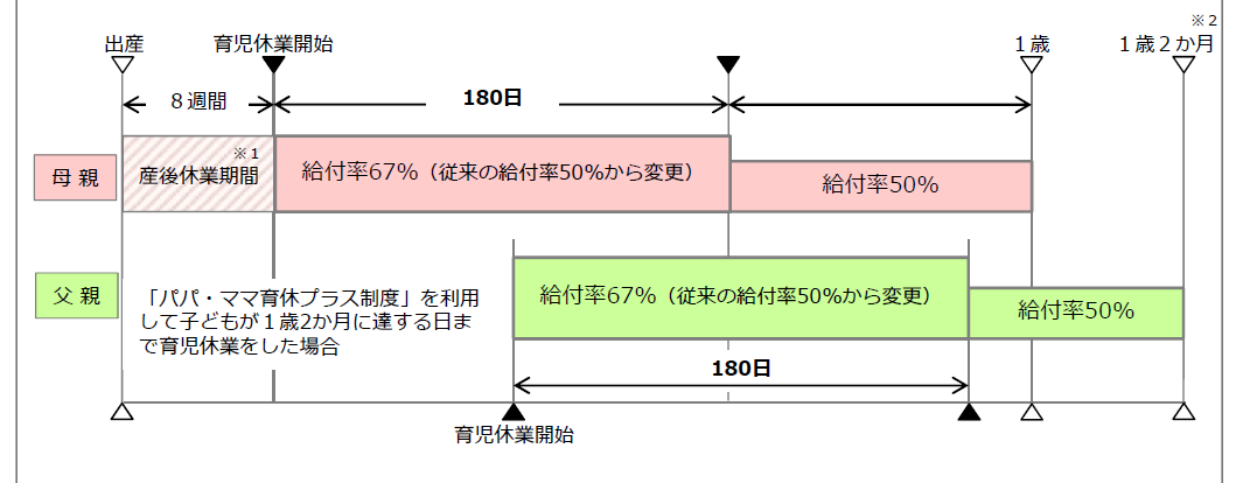
## 厚木支部 地域活動紹介



春の暖かさが戻った4月8日、MUL厚木支部では交通安全運動のPRとして交通安全運動推進のクリアファイルを持って近隣の相川保育所、相川公民館、相川分署、JAあつぎの4ヶ所を訪問し、交通安全の呼びかけを行いました。リーダー全員外部への訪問が初めてだったので少し緊張もしましたが、皆さんがクリアファイルをととても喜んで下さり大変良かったです。



### <支給額のイメージ>



※ 母親の産後休業（出産日の翌日から8週間）は育児休業給付金の支給対象となる育児休業の期間に含まれません。

※ 母親とともに父親も休業する場合（「パパ・ママ育休プラス制度」利用時）、後から育児休業を開始する方は子どもが1歳2か月に達する日の前日までの育児休業に対して、最大1年まで支給します。

支給額には上限額、下限額などがあります

支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

また、育児休業給付金には上限額と下限額があります。支給率が67%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は286,023円、下限額は46,431円です。（支給率が50%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は213,450円、下限額は34,650円です。）

※この金額は平成26年7月31日までの額です

## 交通安全ファイル作成をお願いした 東北特殊印刷様よりお礼のメールが届きました。

ミツミュニオンMUL御中

震災から3年がたちます。  
無我夢中の3年ではありません。

毎年ご注文いただきまして、非常に助かっております。  
全国の皆様のお力添えもありまして震災前の水準に近づこうと社員一丸となり、日々がんばっております。  
今後とも宜しくお願い致します。

TSP 東北特殊印刷有限公司